

昭和 23 年

分 類	款	項	目	節
	A	6	2	0
保 存	永 年 保 存		昭和 年	月まで保存

件 名

議会定例会の議録

冊 の 号

議会 課

昭和

23年

款

A

項

6

目

2

節

0

件

名

議会
臨時会
定例会
会
議
録

冊の 号

昭和

永年

まで保存

登録 番号

第 号

議会課

(保存文書背表紙)

乙

招集卷号

招集日

會議

權別

主任
一
教

牛
一

三
一
一
五

第一回臨時會

〃
二

三
三
二
一

第一回定例会

〃
七

三
三
八

第二回臨時會

〃
一
六

二
三
三
九

第二回定例会

〃
二
一

二
三
五
五

第三回臨時會

〃
二
三
六
二
二

第三回定例会

〃
二
三
七
二
六

第四回臨時會

〃
二
三
八
二
〇

第四回定例会

〃
二
三
一
〇
二
一

第五回定例会



招集番号

招集日

會

議

程

別

主

東京部西多摩郡福生町役場

會

議

程

別

三

九

諮問第一號

施行秩序三五〇號

西多摩郡福生町議會

土地區劃整理施行に伴ひ、その町内、字、区域並びに字名を左の通り変更改稱致したい
仍て貴議會の意見を諮らう

昭和三十三年十二月十九日

東京都知事 安井誠一郎

(別紙調書に依る)

註

(参考) 地方自治法第二六條 政令で特別の定する場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字、区域をあらたに画し、若しくはこれを廢止し、又は町若しくは字、区域若しくはその名稱を変更しようとするときは、市町村長が議會の議決を経、都道府県知事の許可を得て之を定むる。
二 本法施行令第三九條 耕地整理若しくは土地區畫整理の施行又は公有水面埋没のため、市町村の区域内の町若しくは字、区域をあらたに劃し、若しくはこれを廢止し、又は町若しくは字の区域を変更しようとするときは、都道府県知事が関係市町村の議會に諮り、これを定める。
(総務課)

[illegible][illegible]

[illegible]